

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について ＜最新版＞

町では、接種者の経済的負担を軽減するため、「満1歳から小学校6年生」と「優先接種対象者のうち生活保護受給者世帯に属する方・町民税非課税世帯に属する方」を対象に、接種費用の助成を行っています。

平成22年1月19日より健康成人への接種が開始されたことに伴い、町の新型インフルエンザワクチン接種助成事業についても、対象者を健康成人まで拡大することとなりました。対象者に該当される方は、下記のとおり申請してください。

補助対象者

(補助対象者が、下記のとおり拡大されました。)

町内に住所がある下記のいずれかに該当する方

	変更前	変更後
1	優先接種対象者のうち、 ・生活保護受給世帯に属する方 ・町民税非課税世帯に属する方	優先接種対象者及び健康成人のうち、 ・生活保護受給世帯に属する方 ・町民税非課税世帯に属する方
2	接種時時点で満1歳から平成21年度に小学校6年生に相当する年齢に達している方	変更はありません。

※ 補助対象者に該当しているかどうかの電話での問い合わせについては、本人確認ができないためお答えできませんのでご承知おきください。

※ 町民税非課税世帯に属する方については、町民税の申告がしてあることが必要になります。申告がしてない方については、申告をしてから申請をしていただくこととなります。申告については税務課（電話 25-0113）へお問い合わせください。

補助対象額

1 1回目の接種 3,600円

2 2回目の接種 2,550円

(2回接種の対象となるのは、満1歳～小学校6年生の方です。)

※ やむを得ない理由により、1回目と2回目で医療機関が異なる場合、2回目の接種費用は、3,600円となります。

申請の方法

- 1 申請場所 役場 健康づくり課
- 2 申請時間 平日 8:30～17:15
- 3 申請に必要なもの

<健康成人に該当する方>

- ・印鑑
 - ・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、生活保護受給者証等本人確認ができるもの
 - ・通帳等、振込口座の確認ができるもの
(接種者本人名義の口座、未成年の方は保護者名義の口座)
 - ・新型インフルエンザワクチン予防接種の領収書
 - ・新型インフルエンザワクチン予防接種済証
- 予防接種の際、医療機関からお受け取りください。

<優先接種対象者に該当する方>

- ・印鑑
- ・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、生活保護受給者証等本人確認ができるもの
- ・医療機関が発行した予約券

接種費用補助の流れ

ワクチン接種の補助を希望される方は、次の手順に従ってください。

<健康成人に該当される方>

- 1 かかりつけの医療機関にてワクチン接種を受け、医療機関窓口にて接種費用をお支払いください(「領収書」と「新型インフルエンザワクチン予防接種済証」が発行されます)。
- 2 申請に必要なものを持参して、役場健康づくり課窓口で申請してください。
- 3 決定後、接種費用を申請者の口座にお振り込みいたします。

<優先接種対象者に該当する方>

- 1 かかりつけの医療機関にて接種予約をしてください(「予約券」が発行されます)。
- 2 予約券、印鑑、本人確認ができるものを持参して、健康づくり課窓口にて「無料券」の交付を受けてください。
- 3 無料券を持参して、医療機関にてワクチン接種を受けてください(医療機関窓口でお支払いの必要はありません)。
※無料券が使用できない医療機関で接種を受けた場合等については、健康づくり課までご相談ください。

お問合せ先

健康づくり課 電話 25-0116